日 時	平成19年11月21日(水) 13:30~15:40
会 場	市役所北館 2 階第 3 会議室
出席者	会 長 長田 貴副会長 間瀬 勘史 委 員 竹田 千里・羽田 稔郎・川島 知榮子・萩原 恵利子 塩川 吉美・小林 正美・高橋 順子・瀬々倉 利一・安宅 桂子 欠 席 浅原 友美 地域包括支援センター 芦屋市西山手地域包括支援センター 芦屋市精道地域包括支援センター 芦屋市精道地域包括支援センター 芦屋市潮見地域包括支援センター
	事務局 保健福祉部高年福祉課
会議の公表	公 開 非公開 部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

## 1 議題

- (1) 平成19年度上半期の芦屋市地域包括支援センター活動状況
- (2) 平成20年度芦屋市地域包括支援センター整備計画について
- (3) その他
- 2 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告,説明し,委員に意見聴取する。

## 開会

- (1) 平成19年度上半期の芦屋市地域包括支援センター活動状況
- (事務局)資料説明。委員より,地域包括支援センターの事業計画の達成状況や業務負担 割合等について質問,各センターより回答を行う。
- (委員)介護予防プランのほうは件数をこなすルーチン業務が中心かなと思うのですが、その他の権利擁護業務や継続的包括的マネジメントなどは該当ケースが発生したときにマンパワーをかけていきます。そういったところのウェイトが高くなっていると思うのです。体制面をどこかの時点で見ておかないといけないと思いました。今後も複合的支援ニーズ件数も増加していくと思われます。支援が即時終結することはありませんからそういったところが懸念されます。
- (委員)お願いしておきたいことは、課題部分、自分たちでしないといけないのか、できれば市などでやってもらえたらというところなのか、あるいは基幹業務の線引きがありますが、せっかく問題提起があるのに、そのまま放置するのではな

く,市とか関係者が集まって,役割整理を次回までに結論に繋げてもらえたら と思います。そこを市に整理してもらって次回に発表いただきたいと思いま す。

- (委員)複合支援,精神障がいの点で話がありましたが,支援センターからそれぞれ精神科や内科医師へ連絡したときに,支援センターをどこまで分かってもらっていますでしょうか。本来はかかりつけ医があると思います。その医師を通して精神科医師に連絡してもらうほうがスムーズかと思います。家族のことも含めて知っているのは主治医になります。複合支援や精神障がいなどのケースの場合も,まずは内科等の主治医に相談し,そこから精神科医師に紹介してもらうというほうが良いと思います。
- (会長)アウトリーチ活動の結果の数はわかるのですか。
- (事務局)今ご指摘のようなことがわかる集計ができていません。誰がどんな相談を持ちかけてそれを誰が担当して対応しているのか見えてきません。今後必要なのは、相談がどんな分類となっているのかセンター同士で共有することが大事だと思っています。それと、全員で対応しているセンターもありますが、そういった対応の適否もわかりませんし、他の業務にも支障をきたしているということも聞いています。分類化することによって優先順位も出てくると思います。現在は受動的な対応に追われていると聞いており、なかなか出向いていって掘り起こす作業が困難な現状のなかで、これだけの相談に対応されています。事務局としてもできるだけ現状に近い形で数字を示したいのと、それがどう解決されたのかがわかるように今後取り組んで行きたいと思っています。
- (2) 平成20年度芦屋市地域包括支援センター整備計画について
- (事務局)資料説明。
- (会 長)精道高齢者生活支援センターは,基幹型包括支援センターと地域包括支援センターの2箇所併設ということですか。
- (事務局)併設し,分離します。
- (委員)今,地域包括支援センターがありながらブランチもあるので高齢者生活支援センターと総称してきました。20年度も同じ基調でいくのか,あるいは地域包括支援センターとして整理されるのか,どうなのですか。
- (事務局)20年度はこのまま高齢者生活支援センターと総称していきます。国のほうも 地域包括支援センターの名称の議論があります。21年度以降は国の動きも見 ながら最終的に次期の事業計画の中で判断していきたいと思います。
- (委員)精道の対象者人数は6000人と突出しているので,基幹型として少し別扱いにするということなのでしょうか。そうすると22年の4月に呉川町に福祉センターが新たにできるので,精道地域については1ヶ所が2ヶ所になる。そうしたら2ヶ所になった段階でまた名称を変更しないといけなくなるということになりますが,そういう理解でよいですか。
- (事務局)精道圏域のなかでの地域包括支援センターは1ヶ所という考え方です。基幹型というのは地域を持つものではなく全体的なものなので、地域包括支援センターとしては精道圏域1ヶ所ということで進めています。22年度の福祉センターができた場合、今のところ地域包括支援センターが入るという構想が発表されています。現在、福祉公社が地域包括支援センターをもっていますので、これを福祉センターに移行させていくのか、別に設けていくのか、次期の事業計

画のなかでご意見を伺っていくことになります。

- (会長)まずは、当面、東山手の1ヶ所を増設ということですね。
- (委員)今まで経費(委託費)が足らないので地域包括支援センターを増設できないということでしたが、その点は問題ないということですね。
- (事務局)なんとか対応できる範囲に近いところにあるということです。
- (会 長)将来的な構想のなかで精道高齢者生活支援センターが基幹型機能を分離して設置するという考え方ですが、ケース数とすれば全体のなかで展開するのに主任ケアマネ2名配置とあります。これは基幹型のなかに配置するということですね。今の精道高齢者生活支援センターの体制で基幹型が分離することで、ケース数の負担が増加するということはないですか。
- (事務局)ないと考えています。名称だけの変更ということです。今は基幹的業務とあいまいな名称なので,基幹型という名称を名乗ろうということで,実際のケース対応はしないということです。
- (会長)今の状況が後退しないというのが基本線としてありますので、そういうところは押さえていただきたいと思います。それでは議決となりますが、事務局案で良いでしょうか。

(全会,承認で一致)

## (3) その他

(事務局)次回について,本日,委員のほうから指摘がありましたが,事務局のほうで整理して発表をさせていただきたい点,それと,具体的に新規の地域包括支援センターの設置事業者の提示をさせていただいて承認をいただきたい点,それと20年度,地域包括支援センターが介護予防プランの作成を委託している居宅介護支援事業所の委託契約更新の可否等,議決が非常に多く予定されています。あわせて,地域密着型サービスの分野もご検討いただだきたいと考えています。

閉会